

暗号資産取引サービス利用約款

新旧対照表

新	旧
第1条～第3条(省略)	第1条～第3条(省略)
第4条（本口座の開設） 1. (省略) 2. 当社は、当社の基準及び <u>手続</u> （法令に基づく取引時確認 <u>手続</u> 及び必要に応じた追加的な確認手続を含みます。）に従って、本口座の開設の可否を判断し、当社が本口座の開設を認める場合には、その旨をお客様に対して法令の定める方法によって通知します。 3～4. (省略) 5. (1) (省略) (2) 法人のお客様の場合 ①～⑩(省略) ⑪暗号資産取引を行うことにつき、法令その他規則又は定款、内規に違反せず、暗号資産取引の為に必要な法令上の <u>手続</u> 及び内部的 <u>手続</u> 、体制（当該法人において取引限度額を設定し、その限度額内で取引がなされるよう取引管理を行う体制を含む。）がとられていること。 ⑫(省略) 6～7 (省略)	第4条（本口座の開設） 1. (省略) 2. 当社は、当社の基準及び <u>手続き</u> （法令に基づく取引時確認 <u>手続</u> を含みます。）に従って、本口座の開設の可否を判断し、当社が本口座の開設を認める場合には、その旨をお客様に対して法令の定める方法によって通知します 3～4. (省略) 5. (1) (省略) (2) 法人のお客様の場合 ①～⑩(省略) ⑪ 暗号資産取引を行うことにつき、法令その他規則又は定款、内規に違反せず、暗号資産取引の為に必要な法令上の <u>手続き</u> 及び内部的 <u>手続き</u> 、体制（当該法人において取引限度額を設定し、その限度額内で取引がなされるよう取引管理を行う体制を含む。）がとられていること。 ⑫(省略) 6～7 (省略)
第5～7条(省略)	第5～7条(省略)

第8条（暗号資産の取引）

1. 本サービスのうち、暗号資産取引に関する利用条件は次のとおりです。

(1)～(3)(省略)

(4) お客様は、提示価格で暗号資産の買付又は売付を行うことを決定した場合、第10条第1項に基づく金銭又は暗号資産の預託の後、日本国内からの電話注文により、当社に対して注文を行います。当該注文をもって約定となります。なお、当該注文の完了後は、お客様は当該注文の取消又は変更をすることはできません。

(5)～(6) (省略)

2～3. (省略)

第9条(省略)

第10条（暗号資産取引に係る金銭又は暗号資産の預託）

1. (省略)

2. 前項に基づく金銭又は暗号資産の預託は、お客様による金融機関における振込手続又は暗号資産の送付手続が完了した時点ではなく、当社がその金銭の振込み又は暗号資産の送付を合理的に認識しうる時点をもって、当社に預託されたものとします。

3. (追記) お客様が第13条第(5)号その他の本約款の規定に違反して当社に対し金銭又は暗号資産を預託した場合には、当社は当該金銭又は暗号資産を出金又は出庫の上でお客様に返還することとし、かかる場合の金銭又は暗号資産の出金又は出庫に係る振込手数料、送付手数料その他の手数料や費用はお客様負担とします。この場合において、お客様から当社に預託された金銭の額又は暗号資産の数量が、出金又は出庫に係る手数料又は費用に満たない金額又は数量であるときは、当社からお客様に通知の上、当該金銭又は暗号資産を当社にて処分させていただくことがあります。

第11～12条(省略)

第8条（暗号資産の取引）

1. 本サービスのうち、暗号資産取引に関する利用条件は次のとおりです。

(1)～(3)(省略)

(4) お客様は、提示価格で暗号資産の買付又は売付を行うことを決定した場合、第10条第1項に基づく金銭又は暗号資産の預託の後、当社に対して注文を行います。当該注文をもって約定となります。なお、当該注文の完了後は、お客様は当該注文の取消又は変更をすることはできません。

(5)～(6) (省略)

2～3. (省略)

第9条(省略)

第10条（暗号資産取引に係る金銭又は暗号資産の預託）

1. (省略)

2. 前項に基づく金銭又は暗号資産の預託は、お客様による金融機関における振込手続又は暗号資産の送付手続が完了した時点ではなく、当社がその金銭の振込み又は暗号資産の送付を合理的に認識しうる時点をもって、当社に預託されたものとします。

第11～12条(省略)

第13条（禁止事項）

1. お客様は、本サービスの利用に当たり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

(1)～(2)（省略）

(3) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為（国内外のオンラインカジノ賭博等の犯罪行為を含む法令違反行為や公序良俗に反する行為のための暗号資産の入庫又は出庫等又はこれらに関連して行われる行為を含みます。）

(4) マネー・ローンダリングに関連する行為若しくはこれに類似する行為又は犯罪行為に関連する行為

(5)～(13)（省略）

(14) 本口座でお客様以外の資金及び暗号資産を売買又は入出金（入出庫）する行為 （本口座に対し、お客様の氏名と異なる名義の送金元口座から送金を行う行為を含みます。）

(15)（省略）

(16) なりすまし行為（本口座の売買、譲渡、譲受、貸借その他の方法により、架空の名義又はお客様以外の第三者（複数名の場合を含みます。以下本号において同じです。）の名義など本人以外の名義で本サービスに係る取引を行う行為、又はこれらの方法によりお客様名義の本口座をお客様以外の第三者に利用させる行為（自らとともに利用させる場合を含みます。）、及びお客様の計算でお客様以外の第三者に本サービスに係る取引を行わせる行為、並びにこれらを行おうとする行為を含みます。）

(17)～(22)（省略）

第14条～26条（省略）

第13条（禁止事項）

1. お客様は、本サービスの利用に当たり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

(1)～(2)（省略）

(3) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
(追記)

(4) マネー・ローンダリングに関連する行為若しくはこれに類似する行為、犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為

(5)～(13)（省略）

(14) 本口座でお客様以外の資金及び暗号資産を売買又は入出金（入出庫）する行為 (追記)

(15)（省略）

(16) 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で取引し、又は取引しようとする行為（お客様が含まれるか否かにかかわらず、本口座を複数人で利用する行為及び本口座をお客様以外の第三者に利用させる行為並びにお客様の計算でお客様以外の第三者に取引をさせる行為並びにこれらを行おうとする行為）

(17)～(22)（省略）

第14条～26条（省略）